
第2章 母性並びに乳児及び幼児等の

健康の確保及び増進

現状と課題

- すこやかな妊娠と出産を迎えるため、また、産後の子育ての時期を安心して過ごせるように、母子健康手帳の交付及び父子健康手帳配布、各種健診の実施、訪問指導、各種セミナーを実施しています。また、乳幼児期の事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防を推進するとともに、健診及び予防接種率の向上を図り、疾病の予防、早期発見、支援体制を強化することが必要になっています。
- 少子化・核家族化が進み、家庭の養育力や地域の子育て支援の意識が薄れる中、子育てに一人で悩んだり、混乱して不安を募らせているケースがみられます。本市では、健康管理センター、保育園、子育て総合支援センター、児童相談所等において相談を実施しています。また、地域の保育園を拠点として「マイ保育園事業」が開始され、妊婦・未就園児をもつ親を対象として様々な相談が地域の身近な保育園で可能になっています。今後も「心の問題への対応や子どもを育てる親への支援体制」を充実強化する必要があり、母子健康手帳交付時、健診、相談等あらゆる機会を通じて積極的に親と子に関わっていくとともに、問題を早期に把握し支援していくことがますます重要となっています。
- 市では平成16年度より不妊治療費の助成を実施しています。今後は、県健康福祉センターと連携し、不妊治療に関する情報提供体制の整備やカウンセリング等、不妊に対する知識と理解のある社会環境の整備を図ることが必要となっています。
- 食育に関しては近年、家庭における朝食の欠食や孤食の増加、肥満児や痩せ願望による低体重児の増加等の食生活や栄養問題が指摘されています。食生活のあり方や健康的な食生活習慣を形成していくため、妊婦・小児・成人・高齢者等それぞれの年代に応じた内容での食育に関する教室を開催しています。
- 本市の小児科診療については、全国的な医師不足の中、関係機関が十分に連携を図りつつ、市民が安心して医療を受けられるような医療提供体制の構築が必要となっています。
- 安心して子どもを産み育てることができるように、整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応等、充実した周産期医療に対する需要が増加しています。特に緊急を要する母体・胎児に対しての搬送体制の確保、周産期医療に対する情報提供、医療従事者の研修を推進することが必要です。

1. 子どもと母親の健康の確保

施策展開のポイント

▶▶ 母子の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努める。

▶▶ 育児不安の解消

親の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図る。

▶▶ 子どもの事故防止のための啓発

乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故防止のための啓発に努める。

▶▶ 妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供

妊娠及び出産の経過を大切にすることが子育てそのものにつながることから、母親の視点からみて満足できる「いいお産」になるように、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供を行う。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●乳幼児期の事故防止		
→ 乳幼児期の事故防止対策の啓発	乳幼児期の誤飲、転落、転倒、やけど等の事故を防ぐため、健診や相談の場を通じて啓発を図る。 事故防止については、セミナーや相談時に指導しパンフレットを配布している。 また、乳幼児突然死亡症候群（SIDS）についても、リーフレットの配布やポスター掲示により普及活動に努めている。 ホームページや広報紙等により事故防止対策等を周知していく。	継続実施
●各種健康診査の充実		
→ 妊婦健康診査と乳幼児健康診査の充実	妊婦健康診査費用の負担軽減を図るとともに、県外で受診した妊婦健康診査や乳児1ヶ月児健康診査費用についても、一部助成を行っている。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
→ 乳幼児健康診査未受診者の状況把握と受診勧奨	乳幼児健康診査の未受診者に対し、現在の状況を把握するとともに、受診勧奨や必要な情報の提供を行っている。	継続実施
→ 育児不安やストレスへの対応強化	乳幼児健診や相談の場等で、育児環境や母の精神状態を含めて対応し、ケースによっては訪問により支援を継続。	継続実施
●保健医療水準の向上		
→ 感染症のまん延防止のため、各種予防接種率の向上	各健康診査等で未接種者を把握し接種勧奨すると共に、未接種者に対しては再通知を実施。	継続実施
→ 生活習慣病予防対策の強化	生活習慣病の予防と、妊娠中から幼児期において規則正しい生活習慣を確立することの必要性を理解し実践してもらうために各健康診査やセミナー等で個別及び集団指導を実施。 また、歯の健康は食と大きく関係しており、乳児期から思春期各期においてむし歯予防や歯周疾患予防に取り組んでいる。	継続実施
●育児相談・指導の充実		
→ 地域で親子が気軽に集える場での育児相談の充実	保育園、幼稚園、健康管理センター、児童館、子育て総合支援センター、NPO法人等で実施。	継続実施
→ 新生児訪問の充実	出生連絡票に基づき、助産師等が訪問。新生児期に多い育児や母乳に関する相談のほか、不安定になりやすい母親の精神状態にも配慮し支援を実施。 必要に応じて関係機関と連携し継続支援している。	継続実施
→ 虐待の発生予防対策の強化（ハイリスクな親子*の支援等）	母子健康手帳交付時、健康診査、家庭訪問、セミナー等あらゆる機会をとらえ、育児相談に関する情報を随時提供し、リスクの高い家庭を把握し虐待の早期発見、予防に努めている。	継続実施
●不妊治療体制の整備		
→ 不妊治療費の助成制度の継続実施	不妊治療助成金交付事業を継続実施している。（上限50万円・申請期限の制限なし）	継続実施

※ハイリスク 現在のところは、子どもにとっての弊害はないが、育児困難から虐待へ発展する可能性の高い要因を持つ親と子のこと。

2. 食育

施策展開のポイント

▶▶ 発達段階に応じた食育

心と身体の健康を図る上で、乳幼児期から望ましい食生活を送ることは重要なため、保健分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供の充実を図る。

▶▶ 母性の健康の確保

妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進め、母性の健康の確保を図る。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●食育の推進		
→ 食生活向上の意識の啓発	幼児健康診査やフレッシュ健診にて、正しい食習慣の確立や食生活（バランス食・減塩食等）の重要性を指導。また、毎年食生活改善推進員を養成、育成。養成終了後は、地区の食生活改善推進員として、食生活のアドバイス等地区活動を依頼している。保健だよりや学年だより等で食生活に関する啓発を図っている。	継続実施
→ 食生活に関する情報の提供	乳時期のセミナーにおいて、新しい「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき、個別に応じた栄養・保健指導を実施。また、幼児健康診査やフレッシュ健診では、個別の食生活指導や食も含めた健康づくりに関するパンフレットを配布し情報の提供に努めている。食に関する実態調査の実施とその結果報告及び食に関するつどいを実施。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
→ 食に関する学習の機会・場の充実	地域において、関係団体等の要請により、食に関する学習会を実施。また、学級担任のほか学校栄養士も加わって、食に関する学習を実施。	継続実施
●母子保健事業における指導		
→ 妊婦とその夫を対象とした栄養（生活習慣）の指導	セミナーにおいて、試食や栄養指導を実施。また、妊婦や家族の食生活を考える機会や情報の提供に努めている。	継続実施
→ 離乳食の意味、必要性、与え方と調理方法等についての保健師や栄養士による指導	乳児期のセミナーで、離乳食の進め方や離乳食の意義等を含め栄養指導を実施。栄養士・保健師・歯科衛生士が指導。	継続実施

3. 思春期保健対策

施策展開のポイント

▶▶ 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図る。

▶▶ 地域における相談体制の充実

喫煙や薬物等に関する教育や、学童期・思春期における心の問題に関する専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●性と人権教育		
→ 相手を尊重しあう人権教育の推進	学校における教育活動全般を通じて、人権教育の推進を図っている。	継続実施
→ 性や生活習慣に関する教育	保健体育や特別活動において学習の充実を図っている。	継続実施
●子どもが直接相談できる体制の整備		
→ 子どもが悩みを直接相談できる場の確保とカウンセラーの配置	学校における相談体制の整備やハートフルスクールへのカウンセラー配置等による充実。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
	また、少年愛護センターにおいても、相談員を配置し青少年に対する相談活動の充実。	

4. 小児医療

施策展開のポイント

▶ 小児医療体制の充実・確保

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療の充実・確保に向けて取り組む。特に、小児の救急医療については、県や近隣の市町及び関係機関との連携の下、積極的に取り組んでいく。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●初期救急と二次救急医療体制の充実		
→ 休日急患センターの小児救急医療の充実	市医師会等に委託し、日曜・祝日・年末年始における小児救急医療を行っている。	継続実施
→ 市立敦賀病院の救急医療の確保	国立病院と輪番制を組み、小児科医師による診察等の実施。 一般の医療機関では対応が困難な救急患者に対し小児科医師を待機させ診察等の実施。	継続実施
→ 小児救急に対応できる医師等の医療従事者の育成	市立敦賀病院では、研修医他医療従事者に対して小児救急勉強会を実施。	継続実施
●周産期保健医療体制*の整備		
→ 福井県周産期医療ネットワークの下、周産期における比較的高度な医療体制の確保。	かかりつけ医や周産期母子医療センター等と連携し、地域周産期母子医療センターとして、周産期における比較的高度な医療行為の実施。	継続実施
●医療費の軽減		
→ 就学前児童の医療費補助の充実	小学校就学前の全乳幼児を対象とした医療費助成を実施。	継続実施

※周産期保健医療 : 周産期とは妊娠後期から新生児早期までのことで、母体・胎児・新生児を総合的に管理して、母と子の健康を守るのが周産期医療です。周産期医療を行う施設は、妊娠の異常、分娩期の異常、胎児・新生児の異常に適切に対処するために産科医と小児科医が協力し、その他の医療スタッフとの連携医療が必要な高度専門医療施設のことをいいます。